

議案第 1 4 4 号

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 3 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

さいたま市放課後児童クラブ条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 7 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
[略]			[略]		
さいたま市立大久保東放課後児童クラブ	[略]		さいたま市立大久保東放課後児童クラブ	[略]	
			さいたま市立三室放課後児童クラブ	さいたま市緑区松木 1 丁目 4 番地 1 1	5 0 人
			さいたま市立上木崎放課後児童クラブ	さいたま市浦和区上木崎 3 丁目 1 1 番 3 3 号	5 0 人
[略]			[略]		
さいたま市立大牧放課後児童クラブ	[略]		さいたま市立大牧放課後児童クラブ	[略]	
			さいたま市立本太放課後児童クラブ	さいたま市浦和区本太 4 丁目 3 番 3 9 号	5 0 人
			さいたま市立大門放課後児童クラブ	さいたま市緑区大字大門 1 3 6 1 番地 1 3	5 0 人
[略]			[略]		
さいたま市立	[略]		さいたま市立	[略]	

大東放課後児童クラブ		
[略]		
さいたま市立三橋放課後児童クラブ	[略]	
[略]		
さいたま市立与野南放課後児童クラブ	[略]	
[略]		
さいたま市立大砂土放課後児童クラブ	[略]	
[略]		
さいたま市立太田放課後児童クラブ	[略]	
[略]		
大東放課後児童クラブ		
さいたま市立文蔵放課後児童クラブ	さいたま市南区文蔵4丁目19番3号	50人
[略]		
さいたま市立三橋放課後児童クラブ	[略]	
さいたま市立植竹放課後児童クラブ	さいたま市北区盆栽町430番地	30人
[略]		
さいたま市立与野南放課後児童クラブ	[略]	
さいたま市立神田放課後児童クラブ	さいたま市桜区大字神田541番地1	50人
[略]		
さいたま市立大砂土放課後児童クラブ	[略]	
さいたま市立大久保放課後児童クラブ	さいたま市桜区大字五関21番地	50人
[略]		
さいたま市立太田放課後児童クラブ	[略]	
さいたま市立西原放課後児童クラブ	さいたま市岩槻区西原4番97号	70人
[略]		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。